

改正

平成30年3月26日条例第1号

知立市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会の活動原則（第4条・第5条）

第3章 議員の活動原則（第6条—第8条）

第4章 市民と議会との関係（第9条・第10条）

第5章 議会と市長等との関係（第11条—第14条）

第6章 議会運営（第15条—第18条）

第7章 議会の体制整備（第18条の2—第22条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条—第25条）

第9章 条例の検証及び見直し手続（第26条）

附則

知立市議会は、先人が築いた歴史と伝統を重く受け継ぎ、常に知立市民の幸福と市政の発展のため、地方自治の進展に努めてきました。

そもそも知立市政は、市民の負託によるものであり、その権利の源は市民にあります。知立市議会基本条例は、この主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいています。

日本国憲法は、市政の運営について、それぞれ直接選挙で選ばれた市議会議員からなる市議会と市長とによる二元代表制を採っており、市議会と市長は、独立対等な立場で、相互にけん制し緊張関係を保ち、議論を尽くしながら市にとって最良の意思決定をすることで、市民福祉の向上や、公正で民主的な市政の発展を目指していく使命が課せられています。

近年、地方分権の推進により、地方公共団体の自己責任や自己決定権が拡大されている中で、これまで以上に議会の果たす役割や責任が大きくなっています。

こうした時代の要請にこたえていくため、知立市議会は、市民の意思を極力尊重した議事機関を目指すとともに、効率的で分かりやすい議会運営を行い、公平性・透明性の確保や情報公開、市民参加及び市民の視点による政策の立案、活動等議会の活性化を積極的に推進していかなければなり

ません。

これらの目的を達成し、これまで以上に市民に開かれた信頼される市議会を目指すとともに、市議会及び市議会議員の責務及び役割を自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、ここに議会の最高規範となる知立市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の意思決定機関である市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、日本国憲法第93条第1項に規定する議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会を目指すとともに、議会及び市長の二元代表制の下、知立市まちづくり基本条例（平成17年知立市条例第4号）第7条及びこの条例に規定する責務及び役割を自覚し、市民の代表として、その負託に全力でこたえるものとする。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、及びこの条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、公平性、透明性及び信頼性を重視して議会の運営（以下「議会運営」という。）を行い、市民を代表する意思決定機関としての責務を果たすとともに、市長等の市政の運営状況を監視し、及び評価しなければならない。

2 議会は、議会の活動（以下「議会活動」という。）に関する情報の積極的な公開に取り組み、市民との情報の共有を図るとともに、市民に対して、議会の議決又は運営に係る経緯、理由等の説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、市民の意見を把握し、これを市政又は議会運営に反映するよう努めなければならない。

4 議会は、市民の意思を的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組まなければならない。
(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めなければならない。

2 議員は、市民に対して、積極的な情報の発信を行うとともに、その意見を的確に把握し、これを議会活動又は政策の立案若しくは提言に反映するよう努めなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを自覚し、積極的な議論に努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、政策を実現し、及び議会活動を円滑に行うための集団として、会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案及び提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派間の合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第8条 会派又は議員は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項の規定により交付される政務活動費（次項において「政務活動費」という。）を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派又は議員は、別に条例で定めるところにより、政務活動費を適正に執行し、市民に対して、その用途についての説明責任を果たさなければならない。

第4章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、本会議をはじめとするすべての会議を原則として公開する。

2 議会は、法第115条の2に規定する公聴会及び参考人の制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策の提言と位置付けるとともに、その審議に当たっては、提出者の意見を聴く機会を設けなければならない。

(議会報告会)

第10条 議会は、議案等の審議及び議決の内容等について市民に報告し、並びに市政全般にわたって市民と自由に情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 議会と市長等との関係

(緊張感の保持)

第11条 議会は、充実した審議及び政務調査を通じて、議会本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは、常に必要な緊張関係を保持しなければならない。

2 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うものとする。

3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(議案審議における論点情報の整理)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策については、審議の際の論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対して、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経過
- (2) 他の地方自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策を実施したときに予想される効果
- (6) 政策の実施に要する経費及びその財源措置の状況

(予算及び決算における政策説明資料の提出)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件の拡大)

第14条 議会は、市政全般にわたる重要な計画等について、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、法第96条第2項の規定により、議決すべき事件を別に条例で定める。

第6章 議会運営

(議会運営)

第15条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平で市民に分かりやすく、かつ、効率的な議会運営に努めなければならない。

(自由討議による合意形成等)

第16条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した議会運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員又は市長の提出する議案若しくは請願等について結論を出すときは、議員相互間の自由討議による議論を尽くした上で、その合意形成を図るように努めなければならない。

3 議会は、前2項の規定を通じて、条例、意見書等の議案提出を積極的に行うよう努めるものとする。

(政策討論会)

第17条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得て、政策の立案及び提言の強化を図るため、政策討論会を開催するものとする。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第18条 委員会における審査は、資料等を積極的に公表し、市民に対して、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するための調査を行うとともに、政策の立案及び提言の充実に努めるものとする。

3 委員会は、審査の経過等を説明するため、市民や市民団体からの要請に応じ、出前講座や懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 議会の体制整備

(災害時の対応)

第18条の2 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会対応に関し必要な事項は、別に定める。

(議員の研修)

第19条 議会は、議員による政策の立案及び提言の能力の向上を図るため、議員に対する研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議会は、前項の規定による研修の充実及び強化のため、広く各分野の専門家、市民等を交えた研修会の開催に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議員による政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の体制を整備し、その調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員による利用のほか、一般の利用に供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

(広報等の充実)

第22条 議会は、広報紙等を利用して、議会活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問の内容について、市民に分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信の技術の発達を踏まえ、本会議の審議の状況等を生中継、録画放送、インターネット等の多様な手段で公開すること等により、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第23条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第24条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員又は委員会が議員定数を改正する条例案を提案しようとするときは、行財政改革の視点のみでなく、市政の現状、課題、将来的な展望等並びに世論及び他の自治体の状況を考慮して行うものとする。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

第9章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第26条 議会は、この条例の目的の達成状況を常に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、市民の意思及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認める

ときは、この条例を含めた議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。